

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

移動現場事務所が道路上の救命役に
AED常備し非常事態に備える

開発機工

特集Ⅱ

これで解決!! シゴトとココロの問題
Webサイトで配信中
法政大学教授 廣川進

ニュース

手すり先行義務化で異論
厚労省実務者会合 例外の多さ指摘

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは
 0120-972-825
メルマガも配信中です!

No.2325

3

2019

1

■ 災害のあらまし ■

大学病院に勤務する事務職の労働者が自殺したのは、異動後の複数のストレスに起因するうつ病によるものとして、労災保険の遺族補償給付を請求した。

■ 判断 ■

個々の出来事による心理的負荷の強度はそれぞれ「中」であったが、連続して発生し、最後の強度は「強」ないしは「強」に近かった。したがって本件疾患発病前の業務による心理的負荷の強度の全体的評価は、「強」と判断。業務上と認定された。

■ 解説 ■

大学病院に事務職として勤務する労働者甲（以下「甲」という）は、平成20年7月に新たな課に異動。その後勤務中の平成21年4月15日に自殺により死亡した。

甲のうつ病発病時期は、ICD-10の診断基準を満たしたときとして、本件では平成21年3月下旬ないし4月上旬とされた。

うつ病を発症するまでの甲の業務の心理的負荷の強度は以下のとおりであった。

①甲が平成20年7月に新たな課に異動し、同年12月に初めて新規プロジェクトの担当になったことは「中」、②甲が21年3月ころに上司から合計3回、別の機会・内容の業務上のミスについて叱責を受けたことはいずれも「中」、③甲が21年3月16日から26日間連続勤務を行い、時間外勤務が多かったことは、同年3月下旬時点で「中」、同年4月上旬時点では「中」のなかでも「強」に近い程度、④甲の1カ月当たりの時間外労働の合計時間が、21年2月から増え続け、同年4月4日以降は恒常的に100時間を超えるようになったこと

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21
高橋社会保険労務士事務所
東京会
所長 高橋 雅人

第286回

は「強」ないし「中」のなかでも「強」に近い程度と評価できる。とりわけ④だけで「強」ないし「強」に近い程度のものであること、その他にも心理的負荷が「中」の複数の出来事が連続して起きていることに照らせば、甲の本件疾患の発病前の業務による心理的負荷の強度の全体評価は「強」と判断するのが相当とされた。

改めて「精神障害の労災認定実務要領」から業務による心理的負荷の強度の判断について考察してみると、業務による心理的負荷の強度の程度は、「心理的負荷評価表」を指標として、「強」「中」「弱」の三段階に区分し、総合評価が「強」の場合は、「業務による強い心理的負荷」の認定要件を満たすものとされている。具体的には、心理的負荷評価表の「具体的出来事」への当てはめと、出来事ごとの心理的負荷の総合評価を行い、出来事が複数ある場合には全体的に評価する。また、出来事に対処するための長時間労働や、長時間労働が続くなかでの出来事は、心理的負荷を強めるから、これらに関連させて総合評価を行い、「中」程度の出来事の後に恒常的な長時間労働（月100時間程度となる時間外労働）がある場合は、心理的負荷の総合評価を「強」とする。

精神障害の労災と認定されるうつ病の特徴は次のとおりとされている。①3つの典型的症状（抑うつ気分、興味と喜びの喪失、活動性の減退による易疲労感の増大や活動性の減少）と、②7つの一般的症状（集中力と注意力の減退、自己評価と自信の低下、罪責感と無価値感、将来的に対する希望のない悲観的な見方、自傷あるいは自殺の観念や行為、睡眠障害、食欲不振）。

厚労省の「精神障害による労災認定」は、業務による心理的負荷によって精神障害を



発病した人が自殺を凶った場合、精神障害によって、正常な認識や行為選択能力、自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったもの（故意の欠如）と推定され、原則としてその死亡は労災と認定されると述べている。

実際の甲の症状は、複数の出来事があつた後、平成21年3月上旬から体調不良を訴え、職場の雰囲気が悪く気分転換ができない状況を述べており、全体的に覇気を無くした表情となっていた。同年4月に入ってから、引き続き体調不良を訴えており、さらに口数が減って笑わなくなり、ストレスを発散できていない様子であった。そして同月15日に仕事を休んで病院に行くと言って自宅を出たあと、海に飛び込み、多発骨折性出血により死亡した。一方で、同時期に知人との活動への参加はしており業務以外の心理的負荷または個体的側要因の影響は見られなかった。したがって、甲の本件疾患の発病およびそれに引く続く本件自殺は、業務に起因すると認められた。

事業所は、慣れない業務に就いた労働者の心理的負荷に配慮し、精神障害の発生を防ぐ措置を取る必要がある。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp